

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示（案）

平成30年6月14日

国土技術政策総合研究所長 藤田 光一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、昨年度開発した、災害後の調査時にリモートセンシング技術を活用して効率的に行うためのシステムの試用環境を構築するとともに、当該システムの社会実装に向けた課題や改善点を整理し、改修するものである。

本業務においては、システム改修に関する高度な専門知識及び技術的検討能力を有していることが必要であることから、3. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な要件を有している法人等（以下「特定法人等」という。）との契約手続きに移行する。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 リモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務
- (2) 業務目的 本業務は、調査計画立案支援システムの試用環境を構築するとともに、当該システムの社会実装に向けた課題や改善点を整理し、改修するものである。
- (3) 業務内容
 - ・システムのテスト利用環境構築
 - ・テスト環境の保守及び利用補助
 - ・テスト利用による意見集約および改善点の整理
 - ・調査計画立案支援システム（プロトタイプ）の改良
 - ・報告書作成
- (4) 本業務において、技術提案を求める特定テーマは以下に示す事項とする。
特定テーマ1：入射角・対象地物・地形に応じた最適計画案検索機能の追加に関する留意点
- (5) 履行期間 契約の翌日から平成31年2月28日

3. 応募要件

- (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - ② 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ③ 国土技術政策総合研究所における平成29・30年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土技術政策総合研究所長（以下「所長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
 - ④ 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（③の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - ⑥ 設計共同体の場合は、上記①から⑤に掲げる条件を満たしている者により構成されていること。
 - ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (2) 技術力に関する要件
本業務の業務内容に示すシステム改修を実施できる能力を有すること。
 - (3) 設備・システムに関する要件
本業務の業務内容に示す調査計画立案支援システムの改修が可能な開発環境を有すること。
 - (4) 参加意思確認書の提出者及び予定管理技術者の経験及び能力に関する要件
説明書による。
 - (5) その他必要な要件（中立性・公平性に関する要件、守秘性に関する要件等）
4. 技術提案書の提出者を選定するための基準
 3. の要件を満たす者に技術提案書の提出を要請する。
 5. 技術提案書を特定するための評価基準
 - (1) 予定管理技術者の能力
 - (2) 業務の実施方針、実施フロー
 - (3) 特定テーマに対する技術提案

6. 手続等

(1) 担当部局

〒305-0804 茨城県つくば市旭 1

国土交通省 国土技術政策総合研究所

土砂災害研究部土砂災害研究室主任研究官野村康裕、研究員鈴木大和

T E L 029-864-2213 F A X 029-864-0903

電子メール suzuki-y92tb@mlit. go. jp

(2) 説明書の交付期間、入手場所及び方法

①交付期間 平成30年6月14日(木)から平成30年6月22日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで(ただし、最終日は、12時まで)

②入手場所 6.(1)に同じ

③入手方法 6.(1)に対して、原則電子メールで「入手申込」を行う。ただし、電子メールで「入手申込」ができない場合は、面会・電話・FAX・郵送のうちのいずれかの方法によるものとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限及び方法

①提出期限 平成30年6月25日(月)17時00分

②提出先 6.(1)に同じ

③提出方法 原則電子メールによる。ただし、電子メールで提出ができない場合は、持参・郵送(書留郵便に限る。)のうちのいずれかの方法によるものとする。

(4) 説明書の内容についての質問の受付及び回答

①受付場所 6.(1)に同じ

②受付期間

ア) 参加意思確認書に係る質問

平成30年6月14日(木)から6月21日(木)17時まで

イ) 技術提案書に係る質問

平成30年6月14日(木)から7月2日(木)17時まで

(5) 確認審査結果通知(技術提案書の要請)

平成30年6月27日(水)

(6) 技術提案書の提出期限及び方法

①提出期限 平成30年7月10日(火)17時00分

②提出先 6.(1)に同じ

③提出方法 6.(3)③に同じ

(7) 技術提案書に関するヒアリング

①実施場所 国土交通省国土技術政策総合研究所

②実施日 平成30年7月11日(水)

7. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本業務における契約保証金は免除する。
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口 6. (1)に同じ
- (5) 3. (1)③に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も 6. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (6) 設計共同体については、6. (3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年6月14日付け国土技術政策総合研究所長）に示すところにより国土技術政策総合研究所長からリモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 詳細は説明書による。

競争参加者の資格に関する公示

リモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成30年6月14日

国土技術政策総合研究所長 藤田 光一

1. 業務概要

- (1) 業務名 リモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務
- (2) 業務内容 本業務は、昨年度開発した調査計画立案支援システムの試用環境を構築するとともに、当該システムの社会実装に向けた課題や改善点を整理し、改修するものである。
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成31年2月28日まで

2. 申請の時期

平成30年6月14日から平成30年6月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、平成30年6月26日以降当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3. 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、国土技術政策総合研究所ホームページ（<http://www.nilim.go.jp/>）へアクセスして入手するものとする。

(2) 申請書の提出方法及び提出場所

申請者は、申請書にリモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務設計共同体協定書（4（4）の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

提出場所は、〒305-0804 茨城県つくば市旭1番地
国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 会計課 調査係
電話 029-864-4034 とする。

(3) 申請書の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4. 設計共同体としての資格及びその審査

次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年3月31日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「平成28年3月31日付け公示」という。）6（測量・建設コンサルタント等業務）の(1)から(4)までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土技術政策総合研究所における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）

参加資格の認定を受けている者であること。

- ③ 国土技術政策総合研究所長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ④ 平成28年3月31日付け公示5（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容によりリモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務設計共同体協定書において明らかであること。
- ② 一つの分担業務を複数の企業が共同して実施する事がないことが、リモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務設計共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、リモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務設計共同体協定書において明らかであること。

(4) 設計共同体の協定書

設計共同体の協定書が「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された「〇〇設計共同体協定書」によるものであること。

5. 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い

4.(1)②の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も2及び3により申請することができる。この場合において、設計共同体としての資格が認定されるためには、4(1)②の認定を受けていない構成員が4(1)②の認定を受けることが必要である。また、この場合において、4(1)②の認定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに4(1)②の認定を受けていないときは、設計共同体としての資格がないと認定する。

6. 資格審査結果の通知

競争参加資格認定通知書により通知する。

7. 資格の有効期間

6の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8. その他

- (1) 設計共同体の名称は、「リモートセンシングによる調査計画立案支援システム改良等業務△△・〇〇設計共同体」とする。